

平成 29 年度 事業計画

I. 基本方針

平成 29 年 4 月 1 日から全面施行される改正社会福祉法に基づき、社会福祉法人制度の改革に伴い責務も明確化され、当法人もその責務を果たすよう平成 28 年度中に定款等を変更し平成 29 年度から実行する。

平成 29 年度は、平成 27 年度からの介護報酬の大幅な減少改訂により、依然として厳しい経営状態が予想される。入所施設では現在の高い入居率、利用率の安定的な維持を図る。通所施設の弘済ケアセンターでは、通所介護の利用者増が中々望めないため、定員を減員して配置職員を 1 名減として、収支の改善を図ると共に、法人全体で増収、経費の見直し等を行い安定的な経営を目指すこととする。

利用者サービスとして、ソフト食の本格的な導入を図り、ミキサー食、キザミ食等から形のある食事にすることによって利用者がより美味しく召し上がれるようにする。

また、介護職員の精神的、身体的負担の軽減等のため、介護補助装具（介護ロボット等）やコミュニケーションロボットの導入に取り組む。

節電策として今年度より照明器具の蛍光灯を LED に順次交換してゆく。

平成 26 年度からの「中期経営計画 2016」も平成 28 年度に終了し、新たに策定した平成 29 年度から平成 31 年度までの 3 カ年の「中期経営計画 2019」の目標実現に向けて進めていくこととする。

職員採用については、今年も採用が厳しくなっている。介護職員等の職員確保のため、専門学校への早めの求人募集、学校訪問、求人広告等に幅広く募集をかけて職員確保に努力する。

さらに、利用者サービスに関する情報公開、第三者評価の受審、地域の介護・保育ニーズに積極的に対応しながら、事業の充実を図っていくこととする。

II. 実施計画

1. 法人共通事項

(1) 社会福祉法人制度改革への対応

平成 29 年 4 月 1 日から全面施行される改正社会福祉法に基づく「事業運営の透明性の向上」、「財務規律の強化」、「地域における公益的な取組を実施する責務」、「経営組織のガバナンスの強化」等、社会福祉法人としての責務を果たすよう整備を図り実行する。

(2) 施設経営安定

公益財団法人鉄道弘済会と連携し、将来を見据えた経営構想の検討を進めると共に、利用率の向上や運営体制等の見直しを図り、事業活動費の収支改善に取り組む。

(3) 地域公益活動の推進

三鷹市及び関連団体、市内の各法人と連携し地域貢献活動の推進に取り組む。また、法人単独で活動できるメニューを検討し実施を進める。

(4) 人材の確保・定着・育成

求人活動をさらに強化し、ハローワーク、学校との連携を深める。また、教育研修の充実、キャリアパスの構築による処遇改善、職場環境の整備に取り組む。

(5) 災害・防犯対策への取組

安全・安心の確保に向け、火災・震災のほか自然災害を含めた防災対策を検討し、事業継続計画（BCP）の策定に取り組む。また、不審者、防犯対策としては防犯カメラの設置、設備、装具、教育など多方面での対策を進める。

2. 施設サービス事業部の重点的取り組み事項

【弘済園・弘寿園・弘陽園 共通事項】

(1) 経営基盤及び運営体制の安定化

- ① 3施設共に、継続的に目標（96%以上）の高利用率を安定的に確保するため、利用者へのサービス、満足度が低下することなく、業務環境の標準化と効率化を推進し、勤務体制の改善を図る。
- ② 将来的な施設の継続運営の視野に立ち、中心となる職員を育成するため、階層別の研修計画を作成し、層の厚い人材育成を目指す。

(2) 職場環境の改善

- ① 職員のモチベーションの維持、向上を図るため、段位制度などの職員の能力を評価するシステムの導入に向けた検討及び人材育成のため、研修の充実や資格取得支援など、キャリアパスシステムの構築に取り組む。
- ② 介護職員の精神的、身体的負担の軽減策として、腰痛の防止に積極的に取り組むため、業務の効率化や介護補助装具（介護ロボットを含む）及びコミュニケーションロボットの導入、ノーリフティング方法の徹底などを積極的に進める。

(3) 老朽設備及び備品類の計画的更新

施設設備の維持管理のため、定期的な点検と必要な補修を実施する他、耐用年数を経過したり、経年劣化したりしている備品などの更新を計画的に進める。

(4) 防災対策の強化

- ① 夜間や休日での緊急時における、施設間の応援協力体制を強化するため、各施設の構造、設備等の実情の把握し、マニュアルの整備、事業継続計画（BCP）を作成する。
- ② 外部からの不審者対応など、防犯対策器具の購入や勉強会を実施する。

(5) 3施設の情報共有と連携の強化

副施設長や看護師の情報交換会議のほか、ケアワーカーの交流研修を実施し、

他施設職員との情報共有と理解を深める。

【特別養護老人ホーム 弘済園】	特別養護老人ホーム	利用定員	100名
	短期入所生活介護施設		10名

(1) 利用者個々の要望に沿った質の高いサービスの提供

利用者本位を重視し、個々の要望に沿った個別性の高いケアプランを作成し、モニタリングを丁寧に行うことで、利用者が満足する支援が行われているか検証する。

(2) 利用者個々の状態にあった食事形態の提供

摂食機能や嚥下機能が大きく低下した利用者に安全に美味しく食べていただくために、給食サービス課との連携により、軟菜食、ソフト食の導入に取り組み、摂食意欲の向上、誤嚥性肺炎の防止を図る。

(3) 業務体制の見直し

前年度から大きく変更したフロアの配置人員や業務体制を改めて見直し、高利用率の安定的確保維持と働きやすい環境の両立を図る。

【養護老人ホーム 弘寿園】	利用定員	50名
---------------	------	-----

(1) 生活の質の向上と精神面の安定

① 外部サービスの積極的活用

認知機能の低下により、支援が必要な利用者に対して、デイサービス等の介護保険サービスに繋げていく。また、精神科を受診している利用者に対しては、デイケアや訪問看護に繋げていく。

② 個別の要望の実施

ニーズのアンケート調査を実施し、外出等の個別の要望実施に取り組んでいく。

③ 自己の有用感を養える機会を増やす

急須運びや庭や廊下の掃除、同敷地内の他施設での演奏披露、清掃等ボランティア活動を実施してもらう事で、自己の有用感を養えるように支援していく。

④ グループ活動等の実施

グループ活動や日帰り遠足、園芸などのクラブ活動を行い、利用者間での交流を図る。

(2) 緊急時、災害時に対する取組

夜間緊急時の対応マニュアルや行方不明対応マニュアル等の整備を行い、他施設への応援要請時でも、連携がスムーズに行えるようにする。また、緊急時及び災害時に必要な物品の再検討や避難方法の再検討を行う他、日頃の防災訓練の充実を図る。

(3) 身内がない利用者や身内の協力を得られない利用者への支援

身内のない利用者や身内の協力を得られない利用者に関して、入院時や緊急時の対応について、ご本人の意向を尊重した対応が出来る様にご本人と相談していく。また、終末期の準備についても、ご本人の意向が尊重できるように必要な手続きの支援を行っていく。

【ケアハウス 弘陽園】

利用定員 60名(一般型20名・介護型40名)

(1) ユニットケアの推進と特徴を活かしたサービスの向上

① ユニットケアを実践するため、勤務体制や就業時間を見直し、シフトを多様化することで各ユニットの実情に合わせた柔軟な対応ができるようにする。

② 24時間シートの質の向上により、利用者一人ひとりの生活習慣など全体像を把握することで職員の動き方を整理し、より寄り添った支援が出来る体制を検討する。

(2) 利用料の改正

生活費を改定するほか、基準より手厚く配置している介護職員等の人件費にあたる上乗せ介護費を、職員の実績人員による算定に基づいた額に改定し増収を図る。

(3) 一般型利用者に対する取組みの充実

- ① 総合事業及び要支援利用者及び要介護1以上の利用者の介護型への転居待機が今後さらに増加することが予想されるため、ケアマネジャーとの連携を図りながら、担当職員の関わり方及び外部サービスの導入による生活支援のあり方の検討と工夫を行う。
- ② 地域との交流をはかり相互に有益な時間がつくれるような行事を企画する。

3. 地域サービス事業部の重点的取組み事項

【弘済ケアセンター・三鷹市高齢者センターけやき苑 共通事項】

(1) 制度改正への対応

「地域包括ケア」に関する保険者（三鷹市）の方針について、正確な情報の把握に努め、当法人として取り組むべき課題を整理する。三鷹市による「介護予防・日常生活支援総合事業」への移行完了に伴い、次期制度改正の動向を踏まえつつ、通所介護事業と介護予防に関する委託事業の実施体制や方針について、中長期的な展望を検討する。

地域包括支援センターでは、その機能強化を進めるため、在宅医療・介護連携の推進、生活支援サービスの充実・強化、認知症施策の推進、地域包括ケア会議の推進という四つの重点項目について、前年度に引き続き、積極的に推進する。

(2) 通所介護事業に関する制度改正への対応

- ① 「介護予防・日常生活支援総合事業」への移行完了に伴い、次期制度改正の動向を踏まえつつ、国基準のみなしサービスと三鷹市独自基準によるサービスのどちらを選択するか検討する。

- ② 要支援認定者及び事業対象者に関する予防通所介護は、原則として3時間未満の短時間滞在とし、午前と午後で異なる利用者にサービスを提供する。さらに活動内容に特徴を持たせることで、新規利用者の集客を図る。
- ③ 居宅介護支援事業者や地域包括支援センターとの連携に努め、当事業所の特徴をアピールすることで、通所介護の利用者増を図る。

(3) 認知症対応型通所介護事業に関する制度改正への対応

平成28年度から開始した「運営推進会議」について、地域により開かれたサービスとなるよう、開催内容を工夫しつつ、年間2回開催する。

(4) 居宅介護支援事業

算定可能な加算について、運営規準を遵守しつつ積極的に算定する。サービス提供機関との連携を密にすることで利用者の日常生活に関する情報の収集に努め、カンファレンスを通じて、よりの確なアセスメントを実現する。事業者連絡協議会の企画や地域包括支援センターのケアマネ交流会への参加を通じて、地域の社会資源を把握し、居宅介護支援計画の作成に積極的に活用する。

(5) 2施設の協力体制の確立と運営内容の標準化

2センターの主任会、所長会の連携を密にし、部内全体の協力体制を確立し、提供するサービス内容の標準化を図る。

【弘済ケアセンター】

利用定員 52名

(1) 通所介護事業

平成28年度は予定した利用率を大きく下回ってしまったことから、利用実態に即し、通所介護事業全体の定員を45名から40名に減じ、介護職員の配置を削減することと、送迎車両のうち1台だけはマイクロバスで委託していたものを含め、4台すべてをワゴン車に変更することで、支出額を削減する。

介護予防・日常生活支援総合事業については、三鷹市が継続する間は、国基準のみなしサービスを、午前5名、午後5名の計10名程度を定員として継続す

る。午前の利用者には昼食を提供し、午後の利用者には講師の指導による趣味活動を提供することとし、プログラム内容に特徴を持たせ、予防通所介護の新規の集客に努める。

要介護認定者を対象とする通所介護では、月々のモニタリング報告やサービス担当者会議において、当事業所の利用効果を積極的アピールし、現利用者の利用回数増と新規利用者の獲得に努める。

(2) 認知症対応型通所介護事業

認知症対応型通所介護では、短期入所サービスを併用する利用者の増加に伴い利用率が低迷していることから、利用者個々のサービス利用状況の把握に努め、空きがある日への暫定的な利用回数増を積極的に働きかけ、利用率の向上を図る。

(3) 三鷹市の委託事業

介護保険事業以外の三鷹市からの委託事業について、地域生活支援介護予防事業は、健康推進課の方針に従い、各活動とも半日化する。午前は現利用者の活動を継続し、午後は新たに3カ月程度を1クールとする一般介護予防事業を、年間3クール実施する。「介護予防・日常生活支援総合事業」に関する動向を踏まえ、健康推進課、高齢者支援課との協議を深め、本事業の今後の位置づけについて検討する。

高齢者・障がい者言語リハビリテーション事業は、活動を通じてコミュニケーションの力と積極性を取り戻し、社会参加を促す。

配食サービスは、配送員を段階的にシルバー人材センターによる派遣体制に移行することで、安定的な人員の確保とリスク管理を図る。

高齢者生活援助員派遣事業では、要介護高齢者や精神疾患を持つ入居者が増加しており、生活援助員の負担も増大しているため、居宅介護支援事業所や地域包括支援センターとの連携を強化する。地域の高齢者が集う拠点として機能できるよう、隣接する都営住宅の住民との交流を図る。

脳の健康教室は、平成28年度は、4カ月2クールに定員を拡大して実施したが、健康推進課の方針で、平成29年度では4カ月1クールに縮小する。健康推進課、高齢者支援課との協議を深め、学習サポーターの活躍の場を含め、本事業の今後の位置づけについて検討する。

(1) 指定管理事業所としての効率的な運営

サービス内容・質の向上を常に目指し、利用者が抱える障がいなどの重度化や多様化に高い水準で対応できる施設を目指す。また、利用率の向上を目指すと共に、委託業務や保守管理等の見直しや節電等による経費の節減を行い、効率的な事業運営に努め、平成 32 年度からの指定管理の更新を目指す。

ボイラー、室内外の照明器具、天窓排煙装置、外床タイル、エレベーター、電話機などの設備や備品等、利用者に直接影響するものについては、早期に更新できるように市と協議していく。また、照明器具の LED 化など、経費の節減につながる設備の更新についても計画的に実施する。

(2) 通所介護事業

通所介護事業全体の定員枠 45 名、職員配置は現行のままで、介護予防・日常生活支援総合事業については、午前 5 名、午後 5 名の計 10 名を定員とする。要介護認定者を対象とする通所介護は、1 日 40 名を定員とする。予防対象者の定員枠を維持しつつ介護対象者の利用者増を図ることにより、収入増を目指す。

予防対象者の介護予防・日常生活支援総合事業については、利用者個々が自立と自律を意識し、地域の様々な場に積極的に出かけて、それぞれの地域で支えあう生活を実現することを働きかける。

当面は、市の基準による基準緩和型の通所型サービスを継続しつつ、将来的には、利用者の生活支援という使命と事業所の安定的な運営について、バランスを取りつつ、事業所としてのあるべき姿を模索する。

(3) 認知症対応型通所介護事業

認知症専用プログラムにおいて、利用者個々の力を引き出す内容を拡充すると同時に、個別対応の必要な利用者への対応について、担当職員間の情報の共有を強化する。

(4) 専門業者への委託による食事サービスの質の維持

業者への業務委託を継続しつつ、月 1 回の給食会議や日常の検食等、業者側と

の意思疎通を密にしながら、質の高い給食の提供を目指す。業務委託費や業務内容によっては、委託業者の変更についても検討する。

【三鷹市東部地域包括支援センター・三鷹市西部地域包括支援センター】

(1) 総合相談・支援

担当圏域の地域ケアネットワークを始め、関係者・団体等とのネットワーク構築を目的とした働きかけを積極的に行い、地域包括ケアシステムの拠点の一つとして機能できるよう連携体制の強化を図る。

(2) 包括的・継続的ケアマネジメント

包括的・継続的ケアマネジメント実践力を養うため、地域の介護支援専門員のニーズに応じた研修・事例検討・情報提供等を、ケアマネ交流会や地域包括ケア会議の場を活用して行う。連携に関する課題等を把握した上で、医療及び関係機関との連携体制の構築を支援する。居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員同士のネットワーク構築を支援する。

(3) 権利擁護

サービス提供事業や民生委員等の地域の関係者への高齢者虐待、権利擁護に関する啓発をさらに強化する。高齢者虐待等の困難事例の蓄積を行い、事例問題点等の分析を継続する。「三鷹版虐待対応の支援メニュー選定表」の活用により、市内の虐待対応にかかわる職員の専門性の向上を図る。

(4) 介護予防ケアマネジメント

「介護予防・日常生活支援総合事業」への移行完了に伴い、地域全体が介護予防への関心を高め、共に支えあう意識を持てるよう、介護予防教室や様々な地域の集まりの場を活用して、啓発活動に取り組む。介護予防のために、地域の関係者や団体等との連携を強化し、配慮や見守りの必要な高齢者の情報を適正に把握・共有し、必要な対応を行う。

(5) 介護予防支援

要支援認定者及び「介護予防・日常生活支援総合事業」の対象者の適正な把握に努め、相談から介護予防支援を経て、地域資源の利用への流れが、円滑に進められるよう体制を整備する。委託先である居宅介護支援事業所との連携を強化し、質の高い介護予防ケアマネジメントを目指す。

(6) 地域包括ケア会議の充実

「地域包括ケア会議」(1層)を開催し、個別ケースの事例検討を積み重ねる。日常生活圏域・担当地区全域(2層)の「地域包括ケア会議」を地域支援連絡会と一体的開催し、地域課題を整理・抽出する。市全域を対象とする「地域包括ケア会議」(3層)の設置・開催について、三鷹市に協力する。

(7) 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療と介護の連携に関する地域課題の抽出と対応策の検討を行うため、三鷹市が設置する「三鷹市在宅療養推進協議会」及び「検討部会」に協力する。これまで多職種連携ワーキンググループで取り組んできた研修や市民フォーラムについても発展的に継続する。

(8) 生活支援サービスの体制整備

社会福祉協議会の生活支援コーディネーターと連携し、担当地区の社会資源の把握と開発、資源や担い手のネットワークの構築、ニーズを持つ高齢者と社会資源とのマッチングに取り組む。地域診断の実践力を高め、担当地域の課題やニーズを把握し、地域の社会資源の開発や支援の担い手の育成に努める。いくつか立ち上がりつつある、地域の自主的な活動の安定した継続を目指して、側面的に支援する。

(9) 認知症施策の推進

「認知症にやさしいまち三鷹の推進」の一環として、市と共催で、市民向けの認知症に関する啓発活動を開催する。地域の各種団体や住民に対して、認知症サポーター養成講座の開催を積極的に働きかける。また、子供向け講座や卒業生向けの講座・活動の場についても着手する。認知症ケアパスの普及を図る。

(10) 法人独自の地域への働きかけ

「地域ケアネット東部」「地域ケアネットにしみたか」への参加・協力を継続しつつ、担当圏域内の関係者や団体とのネットワークの構築に努め、今後の連携体制（介護予防・認知症ケア・虐待予防・防災対策など）の強化を図る。

東部では、生活支援体制整備事業を進めるに当たり、担当地域の資源調査を継続し、把握・整理できた内容を冊子「じもしる」として発行することで、地域資源の担い手同士をつなぐと同時に、地域住民への周知を図る。

西部では、広報誌「いのじん」の取材、発行により、住民や住民組織とのつながるきっかけをつくり、社会資源の把握、開発、マッチングへの取り組みをする。東部の東京弘済園まつり、西部の地域サービスデーの開催を継続し、近隣住民への働きかけ、啓発活動を継続する。

4. 保育事業部門の重点的取り組み事項

【 弘済保育所（おひさま保育園） 】

利用定員 60名

(1) 高齢者施設との世代間交流

高齢者施設に併設された特色を生かし、継続的に世代間交流を図る。

(2) 地域子育て支援

一時預かり事業や子育て支援事業等を通じて地域との交流を図る。

(3) 保育所保育指針改定に伴う保育内容の見直し

2018年度に保育所保育指針が改定されることから、今後必要となる対応や課題について理解を深め、保育の充実を図るため保育内容の見直しを行う。

(4) 保育支援システム及び新給食管理ソフト導入に伴う保育サービスの向上

保育支援システム及び新給食管理ソフトを導入することにより、業務をより効率よく処理し保育サービスの向上を図る。

5. 食事サービス及び総務関係部門の重点的取り組み事項

【 食事サービス課 】

(1) 栄養ケアプランの作成と栄養改善

栄養ケアプランを作成するにあたり、医師・看護師・担当ケアワーカーと相談し利用者の身体状況に応じた栄養補給を検討する。

(2) ソフト食の提供

嚥下機能の低下している利用者に更なる安全な食事提供をするために、各職種と連携をとりソフト食の導入となった。導入にあたり、コスト面を考慮しながら必要な調理機器・器具の購入設置を検討していく。

(3) 事務作業用の栄養ソフト見直しによる栄養業務の効率化

栄養業務ソフトの改善により、栄養業務の効率化を図る。

【 総務課 】

(1) 事務の効率化及び設備管理体制の構築

業務分担を見直し、効率的な事務作業及び設部管理体制の強化を進める。
また、サーバーのクラウド化、システム運営の見直しを図る。

(2) ホームページ活用の強化

ホームページを活用した法人・施設の活動PRや各種情報公開等運営の「見える化」を図る。

(3) 財務管理の確立

新会計基準に則した会計処理の整備を進め、資金運用計画の策定に取り組む。